（別記第１号様式）

申請する建築物が複数ある場合、

優先順に申請番号を付すこと

**道産建築材活用促進事業に係る補助金交付申込書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請番号第　　　号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

北海道木材産業協同組合連合会　代表理事会長　様

郵便番号・住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先（電話）（　　　　　）　　　　－

「道産建築材活用促進事業」取扱要領の第５の１により、補助金交付申込書を提出します。

記

１　工事に関する事項

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (1) 工事の区分 | | | 新築　・　改築　・　増築 | |
| (2) 建設予定箇所 | | |  | |
| (3)予定工期 | | | 令和　年　月　日　～　令和　年　月　日 | |
| (4)工法 | | | 軸組壁工法　　　　枠組壁工法 | |
| (5)予定木材利用量 | | | ｍ3（※建築物全体の木材利用量） | |
|  | うち道産木材の利用量 | | | 樹種 |
|  | (ア) 製材等（構造材、造作材等） | ｍ3 |  |
| (イ) 内装材 | ｍ3 |  |
|  |  | (ウ) 外装材 | ｍ3 |  |
| (5)道産木材の納入業者（計画） | | |  | |

２　補助金申込額（千円未満切り捨て）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 全体工事費（消費税抜き） | | 千円 |
|  | うち木工事費(消費税抜き) | 千円 |
| 補助金申込額  （木工事費の２分の１以内、上限 3,000千円） | | 千円 |

**３　建築物の施主**※建築物の施主とは、工事請負契約書の発注者（施主）をいう。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建築物の施主 | 氏　名 |  |
| 現住所 | 〒　　－ |

**４　優先採択に関する事項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **優先採択項目** | **回答欄** | | **備考** |
| **１道産木材の利用量** | m3 | | ※内外装材はm3換算し合算 |
| **２道産木材の利用率** | ％ | | ※内外装材はm3換算し合算 |
| **３先進技術の活用**  **※該当する項目に◯** | (1)CLT　、　(2)コアドライ  (3)その他（　　　　　　　　　） | | ※先進技術を活用した道産木材の構造部材を使用する場合は記載 |
| **４森林認証材の活用** | m3 | | ※FSC、SGEC等の森林認証材（道産木材） |
| **５道産木材のPR手法** | ※該当する項目を◯で囲んでください  (1)見学会の開催  (2)パンフレットの作成  (3)ホームページ、SNSの掲載  (4)その他（　　　　　　　　　　） | | ※対象建築物について実施予定のPR手法を記載  ※実施した証拠書類の写しを実績報告書に添付していただきます |
| **６道産木材の波及効果**  **※該当する項目を◯で囲んでください** | 建築物  の用途 |  | ※対象建築物の用途を記載。  ※対象建築物がどういった人の目に触れるかを記載 |
| (1)一般道民が多数訪れる（商業施設等）  (2)特定の業種の方が多数訪れる（事業所等） | |
| **７道産木材の展示効果**  **※該当する項目を◯で囲んでください** | (1)完成後も柱や梁などで道産木材の利用状況を見ることができる設計  (2)防火地域等において、道産木材の内外装材を使用する設計  (3)道産木材の内外装材を使用する設計 | | ※完成後も道産木材が見える場合には、現し（あらわし）になっている箇所や見せ方の工夫等を記載 |
| **８「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度の活用** | HOKKAIDO WOODメンバー登録状況  □　登録済  □　未登録（　年　月　日 登録申請予定） | | ※該当箇所に☑を記載 |
| HOKKAIDO WOOD BUILDING  令和　　年　　月　　日登録申請予定 | | ※登録申請予定があれば記載 |

＜添付書類等＞

|  |
| --- |
| (1) 道産木材活用宣言書（別記第２号様式）  (2) 申込同意書（別記第３号様式）  (3) 工事契約書の写し  （※申し込み段階で契約に至ってない場合は契約後速やかに提出すること）  (4)　平面図、矩計図、パース図など（木材使用箇所やデザインが確認できるもの）  (5) 「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録申請予定者は、補助金交付申込み時点での登録届  関係様式の写し |

（別記第２号様式）

**道 産 木 材 活 用 宣 言 書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　宣言事業者

　　郵便番号・住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

**宣言及び目標**

　　　　当社は、道産木材を積極的に活用することを宣言し、業務の実施にあたり

|  |
| --- |
|  |

努力します。

　　　　　　　※目標量・目標率など、可能な範囲で目標を記載してください。

（別記第３号様式）

**申　込　同　意　書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　建築物の施主

　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　次の内容に基づき、道産建築材活用促進事業に係る補助金交付の申し込みを行うことについて同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　建築物の所在地 |  |
| ２　施工者 |  |

（別記第４号様式）

**道産建築材活用促進事業 辞退届**

　　　　 令和　　年　　月　　日

北海道木材産業協同組合連合会　代表理事会長　様

郵便番号・住所

会社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

　　令和　　年　　月　　日付けで提出の道産建築活用促進事業の補助金交付申込については、下記の理由により辞退します。

記

　辞退理由

（別記第５号様式その１）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道木材産業協同組合連合会

　代表理事会長　　三　津　橋　央

　　　道産建築材活用促進事業に係る補助金交付申込結果について

　令和　　年　　月　　日付け（申請番号第　号）で提出のあった「道産建築材活用促進事業」に係る補助金交付申込について、補助金交付対象者に決定しましたので通知します。

　つきましては、下記により補助金交付の手続きをしてください。

なお、申し込み段階で工事契約に至ってない場合は、契約後速やかに契約書の写しを提出するものとし、令和　　年　　月　　日までに契約書の提出がない場合は本通知を無効とします。

記

１　交付予定者決定番号 非住第　　－　　号

２　交付の手続き

　次の書類を期限までに郵送（又は直接持参）により提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | (1)　道産建築材活用促進事業交付申請書（別記第６号様式）  (2)　木拾い表（計画）(別記第7号様式その1、2)、  (3)　建築物の設計や仕様のわかる資料（平面図・立面図、矩計図等の該当木材の使用部分が確認できるもの）  (4)　積算内訳書 |
| 提出期限 | 令和　年（　　　　年）　月　　日(　）までに提出すること（消印有効） |
| 提 出 先 | 〒 060-0004  札幌市中央区北４条西５丁目１番地　林業会館３F  　　 北海道木材産業協同組合連合会(道木連) |
| 問 合 先 | 電話　０１１－２５１－０６８３  　FAX　０１１－２５１－０６８４ |

　注）期限までに提出がない場合は、交付されないことがあります。

（別記第５号様式その２）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道木材産業協同組合連合会

　代表理事会長　　三　津　橋　央

　　　道産建築材活用促進事業に係る補助金交付申込結果について

　　令和　　年　　月　　日付け（申請番号第　号）で提出のあった「道産建築材活用促進事業」補助金交付申込については不採択となったので通知します。

（別記第６号様式）

**道産建築材活用促進事業補助金交付申請書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

北海道木材産業協同組合連合会　代表理事会長　様

郵便番号・住所

　 会社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先（電話）（　　　　）　　　　－

「道産建築材活用促進事業」取扱要領の第７により、補助金交付申請書を提出します。

１　交付予定者決定番号　　非住第　－　号

２　補助金交付申請額（千円未満切り捨て）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 全体工事費（消費税抜き） | | 千円 |
|  | うち木工事費(消費税抜き) | 千円 |
| 補助金交付申請額  （木工事費の２分の１以内、上限 3,000千円） | | 千円 |

　〈添付書類〉

　　１ 木拾い表（計画）(別記第7号様式その1、2)

　　２ 建築物の設計や仕様のわかる資料（平面図・立面図、矩計図等の該当木材の使用部分が確認できるもの）

　　３ 積算内訳書

（別記第８号様式）

**道産建築材活用促進事業　交付決定書**

交付決定番号 非住第　　－　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　北海道木材産業協同組合連合会

代表理事会長　三　津　橋　央

　　　道産建築材活用促進事業に係る補助金交付申請結果について

　　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった「道産建築材活用促進事業」補助金交付申請については申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、次のとおり補助します。

　　ただし、次の事項を守らなければなりません。

記

1. この補助金の交付の対象となる補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助金の額 | 完了期限 |
| 道産建築材活用促進事業 | 円 | 令和　年(　　年) 月 日 |

1. 道産建築材活用促進事業取扱要領（令和５年９月２５日付け北海道木材産業協同組合連合会）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その結果を成し遂げなければなりません。
2. 補助事業等の内容の変更や、執行を中止するときは、北海道木材産業協同組合連合会（以下「道木連」という。）の承認を受けなければなりません。
3. 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに道木連に報告し、その指示を受けなければなりません。
4. 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められときは、指示された日までに状況報告書を道木連に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
5. この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。
6. 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は令和　年　月　日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を道木連に提出しなければなりません。
7. この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
8. 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
9. 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに関する部分について、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
10. この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
11. 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
12. 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道木連以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
13. 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく道木連の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
14. 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道木連に納付しなければなりません。
15. 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額。）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道木連に納付しなければなりません。

（別記第９号様式）

**道産建築材活用促進事業 実績報告書**

　　　令和　 年　　月　　日

北海道木材産業協同組合連合会　代表理事会長　様

郵便番号・住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先（電話）（　　　　）　　　　－

　令和　　年　　月　　日付けで交付決定(交付決定番号 非住第　－　号)を受けた道産建築材活用促進事業に係る事業が完了しましたので、実績報告書に関係書類を添付し報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　事業の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| (1) 工事の区分 | 新築　　・　改築　・　　増築 | | | |
| (2) 建築物の所在地 |  | | | |
| (3) 交付対象工事概要  （金額は千円未満切り捨て） | 全体工事費（消費税抜き） | | | 千円 |
|  | うち木工事費(消費税抜き) | | 千円 |
| 木材利用量（建築物全体の） | | | ｍ3 |
|  | うち道産木材利用量 | | ｍ3 |
|  | 〔内訳〕 | (ア) 製材等（構造材、造作材等） | ｍ3 |
| (イ) 内装材 | ｍ3 |
| (ウ) 外装材 | ｍ3 |

２　補助金振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 振込先口座名・住所等 | 〒　　　　－  住所  口座名 |
| 振込先口座番号 | 銀行名・支店名  口座番号  （　普通・当座　） |

３　提出書類等

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | (1)　道産木材の納品書（施工する建築物件名を記載すること）  (2)　道産木材及び合法性が証明された木材であること、又は、認証森林から産出された木材であることが証明できるもの  (3)　道産木材のうち、主要構造部に利用する木材がＪＡＳの格付けを受けた乾燥材であることの証明  (4)　道産木材の納品状況及びすべての木工事（柱、梁、床、内外装等で道産材以外を含む）が完成された状況を確認できる写真  (5)　木材の入手経路が分かる交付対象要件の入ったフロー図等  (6)　(様式)事例資料データ |

注）

・事業完了後、速やかに提出すること

・この実績報告書は令和７年（２０２５年）　月　日(　)までに提出すること（消印有効）

・期限までに提出がない場合は、補助金が交付されないことがあります。

（別記第１０号様式）

　　 　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

北海道木材産業協同組合連合会

代表理事会長　三　津　橋　央

　　　道産建築材活用促進事業補助金交付決定通知について

　令和　　年　　月　　日付けで提出のあった「道産建築材活用促進事業」実績報告書を審査の結果、次のとおり補助金の交付額を確定しましたので通知します。

記

　１　補助金額 　　　　円

（別記第１１様式）

**道産建築材活用促進事業 工事完成状況報告書**

　　 令和 年　　月　　日

北海道木材産業協同組合連合会　代表理事会長　様

郵便番号・住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連絡先（電話）（　　　　）　　　　－

　令和　　年　　月　　日付けで交付決定(交付予定決定番号 非住第　　－　　号)を受けた道産建築材活用促進事業に係る事業で実施した建築物について、次のとおり関係書類を提出します。

記

提出書類等

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | (1)完成した建築物の内観、外観、及び全景写真  (2)検査済証（写し）  (3)PR等の実施状況がわかるもの（交付申込時にPR等を行うことを計画していた場合のみ）  (4) 交付申請時に「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録制度の活用を計画していていたものについては、登録届出の写し |